
文化財第一課



文化財第一課の主な所掌事務と政府予算案の概要について

○美術工芸品である有形文化財の保存・活用に関すること

- ・ 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- ・ 文化財の修理・整備（美術工芸品等） 令和2年度補正
- ・ 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策 令和2年度補正
- ・ 国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災施設等
- ・ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業
- ・ 良質な用具・原材料確保のため管理等業務支援事業
- ・ 地域ゆかりの文化資産地方展開促進事業（一般財源・国際観光旅客税財源）
- ・ 文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業（国際観光旅客税財源）
- ・ 文化財所有者が行う日本文化の魅力発信事業（国際観光旅客税財源）

○無形文化財、民俗文化財、文化財の保存技術の保存・活用に関すること

- ・ 無形文化財の伝承・公開等
- ・ 邦楽普及拡大推進事業【新規】

国宝・重要文化財（美術工芸品）について適切な周期の保存修理を行うことにより、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ地域活性化や観光振興等につなげるなど、美術工芸品の保存・活用を図る。また、美術工芸品を災害や犯罪等から守るため、防災・防盜・防犯設備等の整備を支援する。

◆修理事業の抜本的強化

文化財美術工芸品の適切な周期での保存修理の実施

文化財の価値の向上（国民の文化資本の価値向上）
修理後の美術工芸品の公開活用が可能に

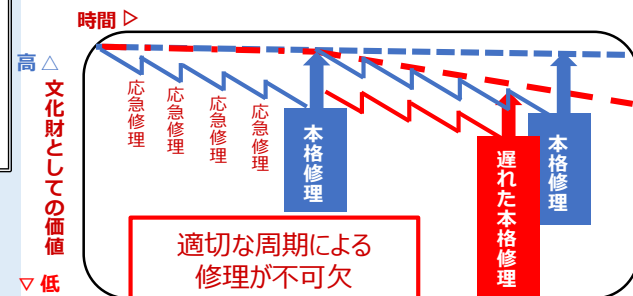
地域活性化・観光振興

- 〈適切な修理周期（例）〉
- 本格修理（解体修理）：平均約50年周期
 - 応急修理（剥落止め・表具替え）：平均約10年周期

※文化財の特性等により異なる

計画的な文化財の保存活用へ

本格修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



◆公開活用修理は不可欠

適切な時期に修理が施されないために、公開が不可能な美術工芸品が多数存在する。

↓
貴重な潜在的な文化資源の放置

修理を施さなかったために、文化財の価値そのものが低下している事例も多い。

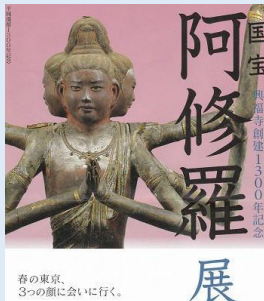
↓
文化資本の価値の低減 = 国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、
文化資産価値の回復と公開活用の
両立が可能となる。

◆美術工芸品は観光客誘致の起爆剤

著名な国宝・重要文化財（美術工芸品）は、1点展覧会に出品されるだけで、多くの入館者を呼び込むこと可能。

【展覧会例】



国宝「阿修羅展」
入館者数のべ165万人



国宝の殿堂 藤田美術館展
入館者数のべ15万人

◆補助対象事業

①保存修理

一般：比較的小規模かつ短期間で実施するもの

（平均して2、3年程度）

特殊：大規模かつ長期にわたる修理で、同質の資材を長期間安定的に確保する必要がある事業（概ね5年以上）

②防災設備

- ・警報設備
- ・防盜防犯設備
- ・消防器具 等

◆補助率等

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等により最大85%

【概要】

国指定等文化財（美術工芸品、有形民俗文化財）の修理・整備のうち、特に緊急性が高いものを早急を実施する。

【対象事業】

- ・国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- ・民俗文化財の保存修理等

【修理・整備】

文化財は経年による劣化が進行していくため、適切な周期による保存修理が必要。
国指定等文化財の修理・整備のうち、特に緊急性が高いものに対しての支援を行う。



国宝 阿弥陀如来坐像（浄瑠璃寺）



重要文化財 問重富関係資料



香川県「中山の舞台」(重要有形民俗文化財)



国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策

趣旨

ノートルダム大聖堂の火災を受けて実施した防火設備の緊急状況調査結果やその後の実地調査等の結果から、自動火災報知設備や消火施設等について老朽化・不具合等が確認されたことを踏まえ、令和元年12月「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定。国宝・重要文化財を保管する博物館等の防火対策を5か年間で重点的・計画的に進める。

事業概要

◆重点整備対象

国宝・重要文化財を保管する博物館等のうち、緊急状況調査結果（令和元年8月公表）やその後の市区町村教育委員会等による実地調査等の結果から、**自動火災報知設備や消火施設等について、老朽化・不具合等の懸念等が確認されたところ**について優先して重点的に整備。

◆重点整備内容

- ①経年劣化等による機能低下や毀損・不具合がある防火施設の整備等
- ②火災の早期覚知のための警報施設等の充実
- ③初期消火対策、延焼防止対策の充実
- ④文化財の特性等に応じた適切な防火施設の整備等（ガス系消火施設など）
- ⑤管理体制に応じ、夜間などを含め常時円滑な消火活動を行うための防火施設の整備等

◆重点取組内容

防火施設の整備等とあわせて、防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、**文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等の取組を推進。**

対象等

◆補助事業者

公私立の博物館等の文化財保管施設 かつ 国指定文化財（美術工芸品）の所有者

◆補助率

原則、補助対象経費の50%。ただし、補助事業者の財政状況等に応じて最大85%まで加算。

また、**以下を満たす場合、それぞれ5%加算。**

- ①申請の1年以内に「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づき自主点検を実施
- ②文化財救出計画を策定している又は補助事業の完了日の属する年度末までに策定することを計画している場合
- ③文化財救出訓練を実施している又は補助事業の完了日の属する年度末までに実施することを計画している場合

◆事業期間 令和3年2月～順次（令和2年度から6年度までの5年間を期限）

火災や自然災害、犯罪等から国宝・重要文化財(美術工芸品)を守るため、防災・防犯施設設備の新設や老朽化した施設設備の改修、保存活用施設等の整備を支援する。また、緊急状況調査の結果を踏まえ、国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策を支援する。

① 防災・防犯施設設備の整備

- 消火設備、警報設備、防火壁、覆屋等の整備(例: 消火栓、ガス消火、自動火災報知設備)
- 防盜・防犯設備の整備(例: 人感センサーライト、防犯カメラ)
- 擁壁、排水施設の整備 等



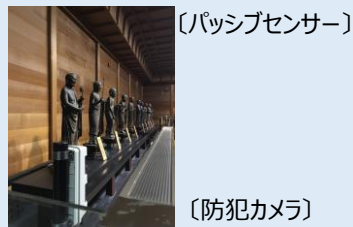
〔放水銃〕



〔消火水槽〕



人里離れた木造の本堂の中に7m弱の木造十一面観音立像が安置。他の施設に移動して保存することが困難であるため、本堂に防火・防犯設備を設置。



〔パッシブセンサー〕

〔防犯カメラ〕



(補助率)

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等によって85%まで加算

② 保存活用施設の整備

- 耐火構造である保存施設または保存活用施設の整備



耐火建築物を新築。空調管理を実施し、保存管理・展示・収蔵を同時に行う。



室内にて文化財を収蔵展示。

(補助率)

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等によって85%まで加算

地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業

令和3年度予算額（案）

28百万円

（前年度予算額）

25百万円

地域の貴重な文化財の散失・流出を防ぎ、文化財の適切な保存・活用を図るため、未調査の文化財（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、及び学術上の価値の高い歴史資料等）について、まとめて一箇所に伝存するものを対象に、1点ずつ法量・品質・形状・内容等を調査・記録し、文化財管理台帳を作成。全体としての歴史的価値づけを行い、その保存を図るとともに、地元の歴史博物館での展示やWEB上での公開など活用を図る。

文化財調査が実施されないために 活用されない文化財



品川台場築造、韭山反射炉建設などで有名な江川英龍を輩出した江川家に伝来。古文書・典籍類のみならず、絵画、大砲の模型など、多様な文化財が存在するものの、調査を行わないと散逸等の危険性が高まる
【韭山代官江川家関係資料】（静岡県伊豆の国市）



※未調査の資料が収蔵庫の棚に資料本体を露出して棚に縦置きされ、鼠害の危機にさらされている。

全国の研究者、学芸員等による文化財調査・歴史的価値づけ（管理台帳作成）



文化財調査・整理作業

調査結果の公開（印刷、WEB公開） 更なる価値づけへ



長円寺文化財目録
（愛知県西尾市）

調査による新知見を動画で公開



亀山市関宿田中家資料（三重県）

更なる学術調査等により

文化財の国指定等や 更なる展示活用

市町村・都道府県・国による文化財指定、保護・活用の体制の整備



例：特別展「細川ガラシャ」
（熊本県立美術館）

《事業の効果》

- 資料の散失防止・保存環境の向上
- 学術研究・地域学習に貢献
- 活用を通じて地域振興・観光振興に貢献
- 調査を通じて地域の学芸員等の資質向上

← 補助対象事業 →

○ 近年、文化財の修理に必要な保存技術や原材料・用具について、存続が難しい状況や入手困難な状況などが深刻となっており、今後の文化財継承への懸念が指摘されている。

文化財保存技術

〈表具用手漉和紙(美栖紙)製作〉

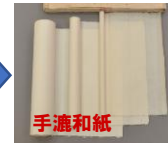
・書画の掛幅などの表具や古文書等の修理に使用される伝統的な手漉和紙。現在、製作者は、高齢の一名のみで後継者不在。



原材料（修理に必要な和紙やその原料）

〈楮(こうぞ)の生産量〉

・1999年(H11)151トン → 2017年(H29)34トンに減少
（(公財)日本特産農作物協会調査）
そのうち、文化財修理に用いる高品質な楮の生産量は3%程度
1999年(H11) 4.5トン → 2017年(H29) 1トン[推測]
→ 今後10年間で年間1.5トン規模まで増産し・安定供給を目指す



手すき和紙原材料生産者の現状等

・手すき和紙の生産に不可欠なトトロアオイ（※）を栽培する茨城県小美玉市の生産者5戸が作付けを中止する可能性。

この5戸で全国生産の7～8割を占める。

【令和元年6月9日付朝日新聞、7月31日読売新聞（茨城版）】

※トトロアオイ：根から抽出される「ネリ」が、和紙の原料となる植物「コウゾ」の繊維を均等にする役割を果たす。



トトロアオイの根

伝統技術関連用具・原材料等調査

・伝統技術に関連する用具・原材料等について広く実態調査を実施し、国が選定すべき文化財保存技術や生産を支援すべき原材料について、現状や課題を把握・整理。

R1年度

過去の関連調査等の情報を集約。

和紙の原材料となる楮、トトロアオイ等の生産地への現地調査により実情を把握。

R2年度

和紙の原材料に加え、染織修理に用いる生糸の原材料である桑等の他分野について現地調査により実情を把握。

R3年度

引き続き、美術工芸品の他分野にかかる現地調査により実情を把握。

重要文化財文化財修理の伝統技術等継承事業

・良質な原材料の生産者の管理業務（害獣対策、草刈りなど産地の維持管理）や後継者養成等を支援。

R2年度

・「美術工芸品保存修理原材料管理業務支援事業」創設
楮等の生産者（富山県南砺市等）、トトロアオイの生産者（茨城県小美玉市等）、を含む6件について、9月1日付けで補助金交付決定。



トトロアオイの芽かき作業（富山県南砺市）

R3年度

和紙関係に加え、染織等の他分野への支援を拡充予定。

拡充

伝統技術の継承、原材料等の生産体制の維持・拡充を図る。※茨城県小美玉市の生産者は、当面生産を続ける意向を示している。

事業趣旨

地方博物館等が、国等が有する「地域ゆかりの文化資産」の貸与を受け、地域の歴史・文化・風土等の魅力的な展示・解説等を整備し、コロナ禍によるインバウンド需要の急激な減少により大きな影響を被った国内観光需要の喚起に取り組む。

事業概要(補助事業)

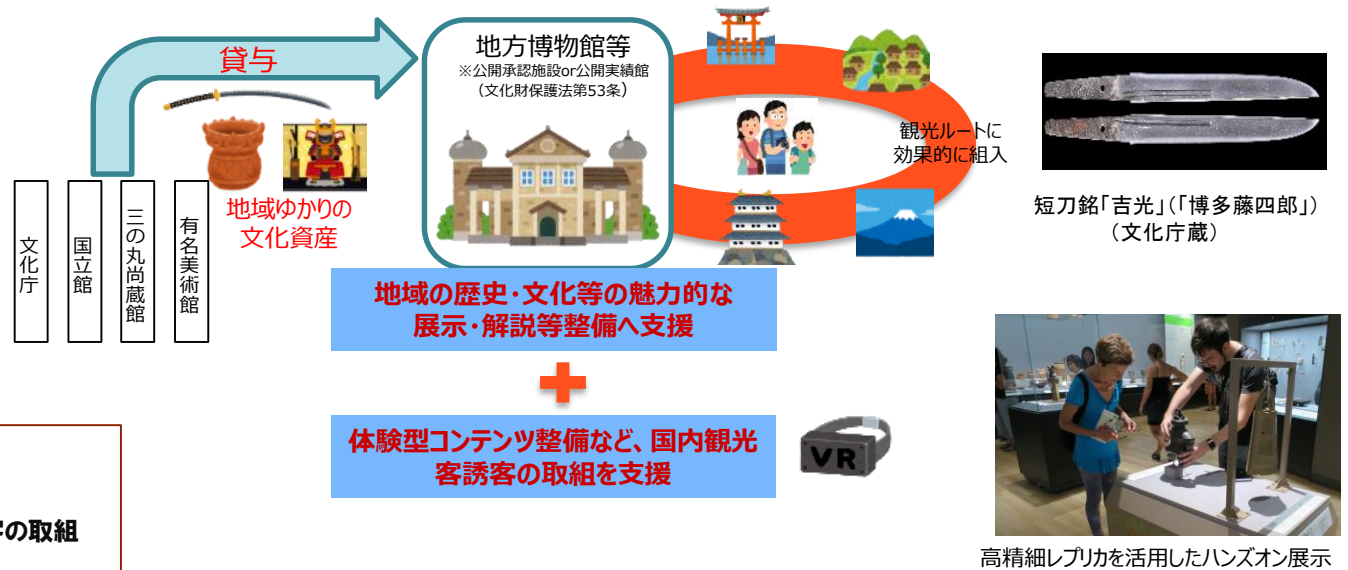
- 地方博物館等が自らの所蔵品を活かしつつ、文化庁・国立館・三の丸尚蔵館等有する当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受けて実施する、地域の歴史・文化・風土等をテーマとした展示活動(常設展や企画展)について、貸与に係る費用(輸送費、保険料等)や企画展示、広告宣伝等に係る費用を支援。
- また、レプリカ等を使用した体験型展示等など、国内観光客誘客の取り組みへ支援。

要件等

- 地方公共団体、博物館(法第53条による公開承認施設又は公開実績館)が事業者。
- 自らの所蔵品を生かしつつ、国立博物館や三の丸尚蔵館等有する地域ゆかりの文化資産の貸与を受けて実施する優れた展示活動(常設展や企画展)を企画。

支援概要

- 貸与に係る費用(輸送費、保険料等)
- 企画展示、広告宣伝等
- コンテンツ制作費等、国内観光客誘客の取組にかかる経費



国民の文化財に対する関心を高め、各地域への来訪者が増加し、経済波及効果の拡充に寄与する。

「地域ゆかりの文化資産」地方展開促進事業

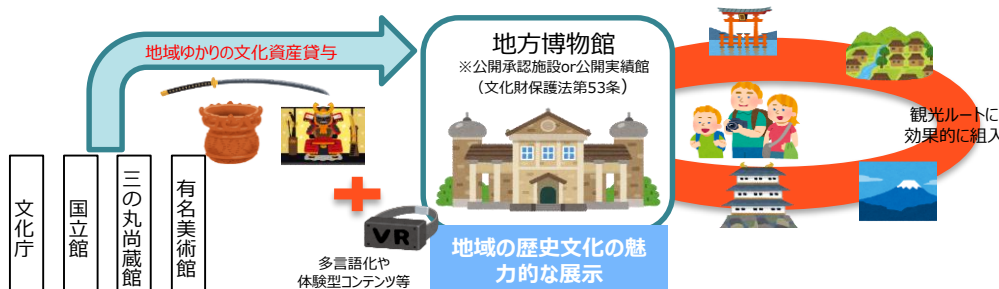
令和3年度予算額(案) 26億円の内数
(前年度予算額) 45.3億円の内数

日本博を契機として、「地域ゆかりの文化資産」の貸与を受け、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説する地方博物館の意欲的な取組を支援し、訪日外国人観光客の増加や消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。

地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業(補助事業)

- 地方博物館が自らの所蔵品を活かしつつ、文化庁・国立館・三の丸尚蔵館・有名美術館等が有する当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受けて実施する、地域の歴史・文化・風土等をテーマとした展示活動(常設展や企画展)について、貸与に係る費用(輸送費、保険料等)や企画展示、広告宣伝等に係る費用を補助。

- また、訪日外国人観光客にも分かりやすい多言語解説や開館時間の柔軟化、観光消費を促す新たな消費体験等の創出に取り組む事業に対して支援。



訪日外国人観光客にも分かりやすい多言語解説



外国人等に「日本文化」の鑑賞・体験の場を提供

先端技術を活用した文化資産コンテンツ制作プロジェクト委託事業(委託事業)

- 文化庁、国立博物館等が有する文化資産について、高精細レプリカやVR・MR・AR、高精細画像等の先端技術を活用した体験型コンテンツを制作。制作したコンテンツを地方博物館へと貸与し、地方への誘客や消費の拡大を促進する。



先端映像技術を活かした体験型の展示



高精細レプリカを活用したハンズオン展示

「地域ゆかりの文化資産」地方展開促進事業

令和3年度予算額(案) 26億円の内数
(前年度予算額 45.3億円の内数)

趣旨

日本博を契機として、「地域ゆかりの文化資産」の貸与を受け、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説する地方博物館の意欲的な取組を支援し、訪日外国人観光客の増加や消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。

事業概要

◆概要

地域の歴史・文化・風土・芸術等の魅力を国等に收藏される「地域ゆかり」の文化資産と組み合わせることで更に魅力的に展示・発信し、分かりやすい多言語解説や体験型コンテンツの開発、開館時間の柔軟化など、観光インバウンド増加による地域活性化に向けた取組を継続的に行う地方博物館を支援。

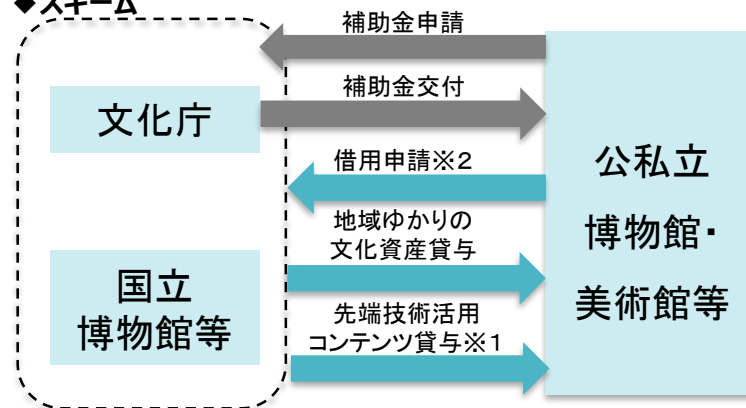
◆補助事業名

地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業

◆支援内容

- 文化庁・宮内庁・国立博物館・有名美術館等から借用する文化財等に係る輸送費・借料
- 訪日観光客を呼び込む常設展・企画展・特別展等の展示に係る企画運営費
- 新たな観光消費を生み出す特別体験プログラムやグッズ等の企画開発経費
- 訪日観光客に訴求する宣伝広告費
- 国等が制作する先端技術を活かしたコンテンツの貸与※1 等

◆スキーム



※1：補助事業と連動して、文化庁委託業者において、文化庁や国立博物館等有する文化財等の高精細レプリカ、VRコンテンツ、8Kコンテンツ等を制作し、一定期間貸与する事業を実施。

※2：国指定文化財を借用する場合には別途文化財保護法上の公開許可等を得る必要

対象

◆補助事業者

地方自治体、博物館及び博物館等を中心とする実行委員会

◆要件(①②双方を満たすこと)

- ①「地域ゆかりの文化資産」の借用
- ②観光インバウンドの拡大を企図した取組の実施※

※本事業は国際観光旅客税を財源として実施

◆件数 全国40箇所程度

◆事業期間 令和3年4月～令和4年3月

補助率

◆補助率

原則、補助対象経費の1/2

※DMO等との連携など訪日客増加に資する取組については予算の範囲内で最大2/3

指標

- 地域への訪日外国人観光客入込数 増
- 地域における観光消費額 増
- 展示への満足度 向上

等 10

事業の概要

<事業目的>

「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財美術工芸品の美しさを取り戻し、観光資源としての活用を図る取り組みを支援する。美観の回復により、観光客の満足度(※)の向上や観光客増加を目指す。

(※)「汚さ・ボロさ」は観光客の不満足理由の上位に挙がる(奈良県観光局)

<事業内容>

カビ・サビ・埃等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具の作成等

<事業のメリット>

往時の美しさを取り戻し、展示活用を容易にする。

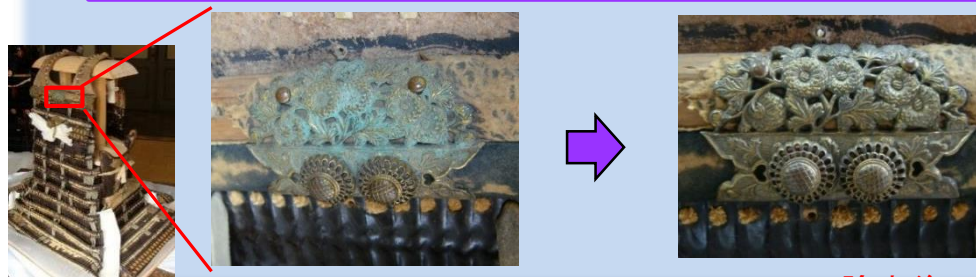
取組事例

<例>カビや長年の埃のたまった仏像の汚れ除去



除去前 重要文化財京都妙法院(三十三間堂)木造千手観音立像の埃払い 汚損除去中 除去後

<例>甲冑の緑青さびが発生していた部分を除去



除去前 重要文化財 東京都・永青文庫 白糸威褰取鎧 除去後

文化財の美しさを取り戻す「若返り」の取組を推進することで、
より多くの文化財美術工芸品を観光資源として活用することが可能に!

文化財美術工芸品を活用した観光振興・地域経済活性化の推進に!

活用方法

工事状況等をWEB公開し、
誰もが活用

地方公共団体にある美術館・
博物館とタイアップ展を開催

外国人を含む観光客を対象にガイ
ドツアーや音声ガイドなどの解説
プログラムを作成



概要

訪日外国人旅行者の旅前の情報発信の充実や地域での体験滞在の満足度を向上や再訪へ結びつけるため、先端技術を駆使して日本の歴史・芸術・伝統的な文化財や風景など発信する事業を、観光施策と連携させつつ実施。

事業内容

旅行前の情報収集段階、訪日観光客が必ず利用する空港等などの**主要観光インフラ**、必ず訪れる**主要な観光地**などにおいて、文化財を始めとする日本固有の文化資源を**先端技術を駆使して効果的に発信**し、各観光地への誘客や消費の拡大と体験滞在の満足度向上を図る。加えて、日本文化の多様な魅力・コンテンツに関する情報入手を容易にする取り組みも実施。

旅行前 (訪日前の情報収集等)

渡航前の 日本文化発信

渡航前の外国人観光客等に向けた観光情報発信のプラットフォーム提供

JNTOと連携したオンライン プロモーション

- 【対象経費】
- ・ウェブサイト拡充
 - ・コンテンツ(動画・画像)収集等業務
 - ・コンテンツの権利許諾業務等



日本観光の玄関口

空港等における日本文化発信

固有の文化資源を最先端のメディア芸術等を活用して魅力的に発信し、日本滞在への期待感を増すとともに、各観光地・文化芸術施設・イベントへ線で誘導。

- ・委託事業
- 【対象経費】
- ・文化財等の文化資源を活用したメディア芸術作品制作費
- ・展示設備等経費等



新千歳空港での展示の様子

主要観光地

文化財所有者が行う日本文化の魅力発信

- ・補助事業
(文化財所有者・民間団体等
原則1/2補助)

- 【対象経費】
- ・コンテンツ(VR,MR技術映像や高精細画像や高精細レプリカ等)制作費
 - ・多言語解説経費等



▶AR技術を利用した多言語対応
スマートフォンアプリ
(大分県竹田市)

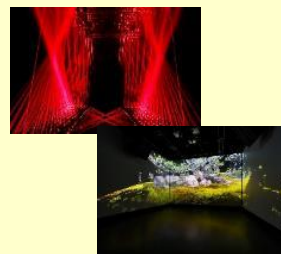
日本観光の玄関口

空港等における日本文化発信

出発直前まで楽しめる空間を演出し、日本滞在の満足度を向上、他地域の紹介で再訪の動機づけとする。



成田空港での展示の様子



羽田空港での展示の様子

旅行後

(帰国後の情報発信)

帰国後の情報発信・ リピート促進

帰国後の外国人観光客が旅行中の感想等を投稿するサイトを構築し、更なる外国人観光客の促進へ。

JNTOと連携したオンライン プロモーション



我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた貴重な国民の財産である、芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具・原材料の製作技術等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図る。

（1）無形文化財の伝承・公開等 956百万円（652百万円）

重要無形文化財の保持者や保持団体等が行う伝承者養成、技術研究、原材料・用具の確保、普及・啓発等を支援するとともに、重要無形文化財の保存のための公開事業に対して補助を行う。

また、邦楽界の将来を担う高校・大学の部活動への支援を行う。

（2）民俗文化財の伝承等 366百万円（359百万円）

地方公共団体、民俗文化財の所有者・保護団体等が行う民俗文化財調査、重要有形民俗文化財の保存修理や防災設備の設置、重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理・新調等に対して補助を行う。

（3）文化財保存技術の伝承等 455百万円（444百万円）

選定保存技術の保持者や保存団体等が行う伝承者養成、わざの錬磨、原材料・用具の確保、普及・啓発等を支援する。

また、首里城の復元に必要な技術者の人材育成への補助を行う。



重要無形文化財「沈金」
保持者 山岸 一男 氏



重要無形民俗文化財「博多松囃子」

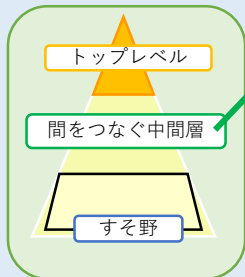


選定保存技術「美術工芸品鋳金具製作」
保持者 松田 聖 氏

邦楽普及拡大推進事業

- 邦楽は我が国が誇るべき伝統文化の一翼を担うものであり、その継承と発展を図っていく必要がある。
- 一方で、楽器製作技術の継承、製作に必要な用具・原材料の確保等が課題。
三味線音楽の実演家 25,652人 [1987年] → 12,646人 [2020年] 楽器商の件数 330店 [2002年] → 200店 [2019年]
三味線の販売数 18,000台 [1980年] → 3,400台 [2017年]
- 特に、コロナ禍で邦楽の発表機会が大幅に減少し、大手の邦楽器メーカーが廃業を発表するなど、邦楽及び邦楽器の継承が危機的な状況。
- 国は、重要無形文化財保持者等が行う伝承者養成への支援や、子供たちが伝統文化に関する活動を体験等できる機会の提供などを推進してきたが、トップレベルを目指す中間層を拡大するための施策はこれまで取られていなかった。

- ・ 邦楽器の製作・修理の担い手継承のため邦楽器製作技術を選定保存技術として選定を目指す。
- ・ 危機的な状況にある邦楽の継承を図るため、**トップレベルを目指す中間層の演奏者拡大**に取り組む。 **【本事業】**



趣 旨

高校・大学の部活動などのうち、文化庁が認定する優秀な団体に対し、安定的に稽古や実演に取り組めるような環境整備（邦楽器購入・成果発表会等）とともに、各団体が一堂に会して演奏発表・交流する機会を設ける。

事業の概要

対象: 優れた実績がある高校または大学の団体。例えば、定期的な演奏会の開催や、高校総合文化祭の各都道府県選抜大会出場の実績があることなど。

選考: 各団体からの応募（支援期間中の計画・目標等を記載）を踏まえ、有識者委員会の審査を実施し、年間30団体（大学20、高校10）を選考。

支援期間: 支援期間は3年または4年間（高校3年、大学4年）

3年間で約90団体の認定を目指す

支援の概要

- 保持者の団体（または斯界の団体）等から数名指導者を派遣し、月1回程度本物の指導を受ける。年度後半での演奏会で、指導者から講評を受ける。
- 各団体の要望に応じて邦楽器を無償貸与。
- 支援団体との交流会に参加。



《大学の邦楽の部活動》

